

見守り・支え合い活動に取り組まれている自治会様へ

小山市見守り・支え合い推進補助金 のご案内

目的

地域の日常的な見守り・支え合いの体制づくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的としています。地域における見守り・支え合い活動を実施していただける自治会に対して、必要な経費の一部を補助するものです。

交付対象

見守り・支え合い活動の中心となる方^{※1}を配置して、取組んでいただける自治会

※1 人数や役職の有無、年齢等は問いません。自治会の実情に応じて決めていただいて結構です。

対象となる活動

下記のいずれかに該当する活動

- (1)見守り・支え合い体制の整備
- (2)支援を必要とする方に対し、日常的に生活の状況を見守る活動
- (3)日常生活を支え合うための活動
(ゴミ出し、庭の草取り、電球交換、障子の張替え、買い物等々)

補助額

上限額 初年度 年間 50,000 円
翌年度以降 年間 30,000 円

使いきれなかった場合は返戻となるため、活動に必要な分の金額を申請ください。

対象となる経費

会議資料・活動記録・チラシなどのコピー代、消耗品、切手代、電話代、

会議のお茶代 等 ※その他、詳細は申請時にご相談ください。

申請期間・方法

- (1)申請期間 令和6年度分 令和6年4月1日(月)～ 12月27日(金)
- (2)申請先 小山市役所高齢生きがい課地域支援係 TEL:0285(22)9616
- (3)申請方法 「小山市見守り・支え合い推進補助金交付申請書」を提出していただきます。

***** 自治会長のみなさまへ *****

現在行なっているもしくは、今後に向けて検討されている活動が補助金の対象になるか等につきましては、事前にご相談いただくと助かります。また、活動を行うにあたっての相談役として、各高齢者サポートセンターに「生活支援コーディネーター」が配置されておりますので、ぜひお声かけ下さい。

補助金の申請に係る手続きの詳細については、各高齢者サポートセンターまたは高齢生きがい課においてある「申請の手引き」をご覧ください。

《問合せ先》

小山市高齢生きがい課 地域支援係

電話:0285(22)9616 FAX:0285(22)9543